

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第77期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 三和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanwa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高山俊隆

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営戦略部長 村上光成

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営戦略部長 村上光成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第76期 第2四半期連結 累計期間	第77期 第2四半期連結 累計期間	第76期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	110,609	110,724	237,295
経常利益 (百万円)	88	1,058	4,033
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (百万円)	3,419	144	2,443
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,859	116	7,898
純資産額 (百万円)	88,125	84,960	86,021
総資産額 (百万円)	232,876	220,319	218,933
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額 () (円)	14.23	0.60	10.17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		0.60	
自己資本比率 (%)	37.8	38.5	39.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,044	299	3,717
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,124	3,306	3,791
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	858	302	14,252
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	32,656	17,351	20,306

回次	第76期 第2四半期連結 会計期間	第77期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.25	6.79

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第76期第2四半期連結累計期間及び第76期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失である為、記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4 第76期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における国内経済は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による一時的な景気後退から個人消費の回復、設備投資の下げ止まりなど持ち直しつつあるものの、原発事故の長期化や急激な円高、株安の進行などの影響で本格的な回復には至りませんでした。海外においては、米国経済は、期前半は、企業業績・雇用情勢も改善傾向が見られましたが、期後半にかけては個人消費の低迷、雇用の悪化、住宅市場の回復遅れなど、総じて弱い動きとなりました。また、欧州経済は、住宅市場、設備投資の回復など主要国を中心に改善が続きましたが、一部の国で財政危機が表面化し、先行きに不透明さが増しました。

このような環境下、当社グループでは、国内においては、多品種化の拡大に向けたグループ会社間の連携強化や事業再構築等、受注の拡大を最優先に取り組むとともに継続的なコスト削減、経営資源の有効活用による生産性の向上等に努めました。海外においては、米国では新製品投入及び買収事業とのシナジー効果創出を行い、欧州ではドイツ販売組織再編効果等による受注・販売数量の増加に努めました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、円高に伴う円貨額の目減りにもかかわらず、前年同四半期比0.1%増の110,724百万円となりました。利益面では、グループを挙げての継続的なコスト削減や前期ののれん償却分の軽減が寄与し、営業利益は前年同四半期比235.1%増の1,236百万円、経常利益は1,058百万円（前年同四半期は88百万円の経常利益）、四半期純利益は144百万円（前年同四半期は3,419百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

日本

売上高は、設備投資回復により重量シャッターを中心とするビル建材が大きく改善したことに加え、メンテナンス事業が復旧需要による増収もあり、前年同四半期比3.5%増の61,640百万円となりました。利益に関しましては、継続的なコスト削減や多品種化の推進、ガレージ需要の増加により、前年同四半期比40.9%増の1,747百万円のセグメント利益となりました。

北米

自動ドア・車両ドアは堅調に推移したものの、住宅市場停滞による影響から、ガレージドア及び開閉機が減収となり、売上高は前年同四半期比9.5%減（外貨ベースでは0.7%増）の30,127百万円となりました。利益に関しましては、減収及び材料費や輸送費の高騰を受け、前年同四半期比73.7%減の238百万円のセグメント利益となりました。

欧州

ドイツ販売組織再編効果等により販売数量が増加したことやドイツなどの主要国を中心に建設投資が回復したことにより、ガレージドア・産業用ドアが堅調に推移し、売上高は前年同四半期比7.0%増（外貨ベースでは10.0%増）の18,895百万円となりました。利益に関しましては、販売組織再編や積極的な受注施策が功を奏し、前年同四半期に比べ126百万円改善しましたが材料費高騰等により7百万円のセグメント損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、主にたな卸資産の増加により、前連結会計年度末と比べ1,385百万円増加し220,319百万円となりました。また、負債は主に借入金の増加により、前連結会計年度末と比べ2,446百万円増加し135,358百万円となりました。純資産については、配当金の支払いによる利益剰余金の減少やその他有価証券評価差額金等の減少により1,060百万円減少し84,960百万円となりました。以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べ0.7ポイント減少し38.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ2,955百万円減少し17,351百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に運転資金の増加や法人税等の支払額の増加により、前年同四半期連結累計期間に比べ1,344百万円減少し299百万円の資金減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に米国での事業買収による支出等により、前年同四半期連結累計期間に比べ1,181百万円減少し3,306百万円の資金減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入れによる収入の増加により、前年同四半期連結累計期間に比べ1,160百万円増加し302百万円の資金増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を行いました（なお、その後、平成21年4月28日開催の当社取締役会決議により、かかる更新後の買収防衛策について、株券電子化に伴う所要の修正を行っております（以下、修正後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期間は第76期定時株主総会の終結の時までとされております。

そこで、当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、平成23年5月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、現行プランについて所要の修正を加えた上で更新すること（以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決議し、平成23年6月24日開催の第76期定時株主総会において承認可決されました。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

- お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する
- 世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる
- 個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国・欧州・中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「スチール建材のグローバル・トップ・ブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーと

の適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

具体的には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量取得を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の実現に向けた取組みについて

当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成12年12月に策定した長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上を実現して行く考えであります。

(a) 長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」による企業価値の向上への取組み

「基本方針」

当社グループは、以下の基本方針に基づき企業価値の向上を目指しております。

企業価値創造のための事業の選択と集中により、日本、米国、欧州、中国（アジア）の4極で「動く建材」分野において確固たる地位を築くとともに、環境、防犯、防災、介護などの新規建材分野への進出を果たします。

夢を共有し実現させるために、経営体質をより企業価値創造に直結したものにし、P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Action)を戦略的にまわし、真面目かつ健全で透明性のより高いグループを目指します。

「事業戦略目標」

当社グループは、上記基本方針のもと、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスの提供に取り組んでいます。

日本では、シャッター依存型から脱却し、ドア、ステンレス、自動ドアにおけるリーディングカンパニーであり、ストック需要の分野においても、メンテナンス・サービス、リフォーム事業において

確固たる地位を築いております。

米国では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおけるリーディングカンパニーとして、流通分野の付加価値の取り込みに努めております。

欧州では、ガレージドア、シャッター、オペレータにおける主要企業を傘下に収め、統合のメリットを生かした経営を行っております。

アジアでは、NIES、ASEAN、中国への直接投資により、ドア、シャッターでの地位を確立すべく、更なる向上を目指しております。

(b) 当社グループの現状及び企業価値を高める具体的施策

当社は、平成8年6月に米国においてシャッター、ガレージドア等の主要メーカーであるオーバーヘッドドアコーポレーション（以下「オーバーヘッドドア社」といいます。）の経営権を取得し、さらに「三和2010ビジョン」に基づいて、平成15年10月には欧州第2位のドア・シャッターメーカーのNovofermグループの経営権を譲受けました。また、平成16年4月には、中国において上海宝鋼集団の子会社上海宝鋼産業発展社とビル用シャッター、オーバーヘッドドア等を製造・販売する合弁会社を設立し、日本・米国・欧州・中国の4極体制を整えました。

そして、平成19年10月には、当社グループの運営の戦略的機能を強化・集中させるために当社を持株会社とする持株会社制に移行し、平成21年12月には、オーバーヘッドドア社は、米国の住宅用ガレージドア、商業用ドアにおいて高い商品開発力と最新の生産設備を持っているウェインダルトン社よりドア事業を取得しました。

また、当社は、平成20年からの日米欧での急激な経営環境の悪化への対応を図るため、平成22年度を初年度とする新3カ年計画を策定いたしました。「シャッター依存体質から脱却し、総合スチール建材企業としてグローバルに展開する企業集団」を目指し、構造改革とグローバル展開により、新たな成長路線に回帰するため、その基本方針を次のとおりいたしました。

あらゆる環境変化に柔軟に対応できる体質へ構造改革し、新たなビジネスモデルの構築によりグループ収益基盤を拡充させます。

グローバル展開のメリットを活かし、連携強化によるグローバル・シナジー効果を発揮し、グループ価値を向上させます。

エマージング地域および新事業領域に積極的に進出することにより、成長速度を加速させます。

企業の社会的責任への取り組みを更に強化していきます。

以上の事項を実行し、強靱なグループ企業体質を構築し、中長期的に企業価値を高め、株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させていきます。

(2) 企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンス及び企業の社会的責任への取り組みの強化を図っております。

(a) コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図ってまいりました。また、経営の客観性、公正性を高めるため、社外取締役1名、社外監査役2名をそれぞれ選任しており、いずれの社外取締役、社外監査役も独立役員として指定しております。

当社は、今後も、コーポレート・ガバナンスの強化に注力し、効率性かつ透明性の高い企業経営を実現することで企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(b) 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

3. 本プランの内容（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容）

(1) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とするものです。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得を抑止するとともに、大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

(2) 本プランの発動及び不発動に関する手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の もしくは に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において新株予約権（その主な内容は下記(7)「本新株予約権の概要」において記載されるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(b) 独立委員会の設置

本プランにおいて、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は本新株予約権の取得等の判断について、当社経営陣（社内取締役、執行役員）の恣意的な判断を排除するため「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置するものとします。

(c) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(d)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(d) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、独立委員会が適宜合理的に定める回答期間内に、「買付情報」に記載する買付等に係る情報（以下「買付情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

(3) 買付等の内容及び方法の検討・分析、買付者等との交渉、代替案の提示等

(a) 買付者等に対する追加的情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が買付情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、当該買付情報を追加的に提供していただきます。買付情報の追加提出の要求の最終の回答期限（以下「最終回答期限」といいます。）は、買付説明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。

(b) 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び上記(a)のとおり追加提出を求めた買付情報（以下「追加情報」といいます。）が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び買付情報の内容、当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の検討・分析等を行うため、当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含みます。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することがあります。かかる要求がなされた場合は、当社取締役会は独立委員会の定めた回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）までに当該情報等を提供するものとします。

なお、当社グループは、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスを提供することにより、当社グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。よって、当社取締役会といたしましては、買付者等の買付等の内容についてグループ全体の企業価値及び株主共同の利益を毀損しないか等多面的に評価・検討し、慎重に意見を取り纏めるため、取締役会検討期間と委員会検討期間（下記(c)「独立委員会による検討作業」において定義されます。）とをあわせて、最大90日間の検討期間が必要と考えております。

(c) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、最終回答期限の翌日を起算日として、（取締役会検討期間と合わせて）最大90日間、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、当社取締役会の提出した代替案（もしあれば）の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行うものとします（以下、かかる検討、情報収集等を行う期間を「委員会検討期間」といいます。）。

また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買付等の内容の改善のため、必要に応じて、直接又は間接（当社取締役会等を通じて）に買付者等と協議・交渉等を行い、また当社取締役会の代替案（もしあれば）等の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するため、当社の費用負担で独立した投資銀行（フィナンシャル・アドバイザー）、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家の助言を得ることができるものとします。

(4) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買収者が現れた場合、次の手続に従い当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等が(6)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件(以下「発動事由」といいます。)のいずれかに該当すると判断した場合、当社取締役会に対して、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、独立委員会は、買付等について発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止について決議し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降その行使期間初日の前日までにおいては本新株予約権の無償取得を含む当社の行うべき行為について新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由のいずれにも該当しないと判断したときは、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 独立委員会が委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、委員会検討期間の満了時まで、本プランの発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は買付者等の買付等内容及び方法の検討、買付者等との交渉等、代替案の検討等のために合理的に必要とされる範囲内(但し、30日を超えないものとします。)で、委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

(d) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(e)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該総会の決議に従うものとします。

(e) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(4)(a)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、委員会検討期間が開始した事実並びに委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当ての要件

買付者等の買付等の内容及び方法が、下記のいずれかに該当する場合には、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」に定める手続により、本新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。なお、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」のとおり、下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 次の ないし の行為により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等の場合

株券等を買占め、その株券等について会社関係者に高値で買取りを要求する行為

会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な資産（製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、顧客や調達先との取引等）を廉価に移譲させる等、当社グループの犠牲の下に買付者等やそのグループ会社の利益を実現する経営を行うような行為

当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する行為
会社経営を一時的に支配し、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を実施させるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等を高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式を買付けられない場合、二段階目の買付にかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで株式の買付を行うこと）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等

(c) 買付等条件等（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画を含む）が当社の本源的価値に鑑みて不十分あるいは不適切な買付等

(d) 当社の持続的な企業価値の増大のために必要な当社グループの従業員、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値が害されること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等

(7) 本新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は、(i)買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、及び(ii)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を当社取締役会が定める一定の日（以下「割当日」という。）の全ての株主に対し、その有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を

無償割当てすることを予定しております。

(8) 本プランの有効期間並びにその廃止及び変更

本プランの有効期間は、第76期定時株主総会の終結後平成26年3月期に係る定時株主総会（平成26年6月開催予定）終結の時までの3年間とします。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に、上記株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランの修正又は変更を行うことができるものとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合、当社取締役会はその内容その他の事項について速やかに情報開示を行うものとします。

4. 本プランに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2.「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて」記載の各施策が、いずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の(1)ないし(6)記載のとおりです。

(1) 株主意思の反映

本プランは、第76期定時株主総会における株主の承認を条件に更新しております。更に、その有効期間は平成26年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、株主の総体的意思が反映されることとなります。

(2) 独立性の高い社外者の判断

本プランは、その発動等に係る手続において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、客観的な判断を行うために独立委員会を設置します。独立委員会は、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者から取締役会が選任した者によって構成され、独立性を確保します。

(3) 本プラン発動のための客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切とされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の

確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足していると思料します。

(5) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記3.(1)の「本プランの目的」に記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等と交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(8)の「本プランの有効期間並びにその廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1,194百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	257,920,497	257,920,497	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	257,920,497	257,920,497		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数	146個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	146,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年7月15日～平成53年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		257,920		38,413		39,902

(6) 【大株主の状況】

(平成23年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	19,634	7.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,198	6.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,407	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	11,346	4.40
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	11,299	4.38
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	8,100	3.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	7,924	3.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	7,735	3.00
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目4-1	6,968	2.70
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンプテドペンションファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,537	2.53
計		107,149	41.54

(注) 1 当社は次のとおり自己株式を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

所有株式数 17,614千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合 6.83%

2 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 16,198千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 11,407千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 11,346千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,614,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 239,083,000	239,083	
単元未満株式	普通株式 1,223,497		
発行済株式総数	257,920,497		
総株主の議決権		239,083	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式394株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三和ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	17,614,000		17,614,000	6.83
計		17,614,000		17,614,000	6.83

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,991	16,735
受取手形及び売掛金	52,928	49,270
有価証券	1,749	2,832
商品及び製品	8,398	7,597
仕掛品	14,974	21,721
原材料	9,863	11,471
その他	6,962	7,731
貸倒引当金	1,117	1,262
流動資産合計	114,751	116,098
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	16,832	16,788
土地	22,448	22,549
その他(純額)	12,780	12,377
有形固定資産合計	52,061	51,715
無形固定資産		
のれん	48	804
その他	14,354	13,759
無形固定資産合計	14,402	14,563
投資その他の資産		
投資有価証券	23,145	23,483
その他	15,071	14,899
貸倒引当金	499	441
投資その他の資産合計	37,718	37,941
固定資産合計	104,182	104,220
資産合計	218,933	220,319

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,186	33,209
短期借入金	9,261	7,433
1年内返済予定の長期借入金	840	1,676
未払法人税等	1,990	566
賞与引当金	2,535	2,293
役員賞与引当金	57	-
災害損失引当金	259	212
その他	18,748	21,682
流動負債合計	66,880	67,073
固定負債		
社債	34,400	34,400
長期借入金	15,390	18,301
退職給付引当金	8,673	8,884
役員退職慰労引当金	109	73
長期未払金	2,255	1,351
その他	5,203	5,274
固定負債合計	66,031	68,285
負債合計	132,912	135,358
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金	39,902	39,902
利益剰余金	24,624	23,807
自己株式	9,693	9,693
株主資本合計	93,247	92,430
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,334	4,256
繰延ヘッジ損益	106	-
為替換算調整勘定	4,088	3,321
その他の包括利益累計額合計	7,316	7,578
新株予約権	90	108
純資産合計	86,021	84,960
負債純資産合計	218,933	220,319

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	110,609	110,724
売上原価	82,659	82,638
売上総利益	27,949	28,085
販売費及び一般管理費	1 27,580	1 26,849
営業利益	368	1,236
営業外収益		
受取利息	72	60
受取配当金	272	272
有価証券売却益	17	7
その他	287	330
営業外収益合計	650	670
営業外費用		
支払利息	654	530
持分法による投資損失	80	49
その他	195	269
営業外費用合計	930	849
経常利益	88	1,058
特別利益		
前期損益修正益	33	-
固定資産売却益	10	25
特別利益合計	43	25
特別損失		
固定資産除売却損	16	24
投資有価証券売却損	27	11
投資有価証券評価損	79	211
子会社事業再構築費用	299	270
課徴金	2,815	-
その他	132	56
特別損失合計	3,370	575
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	3,238	508
法人税等	198	363
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	3,437	144
少数株主損失()	17	-
四半期純利益又は四半期純損失()	3,419	144

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	3,437	144
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,215	921
繰延ヘッジ損益	85	106
為替換算調整勘定	2,154	755
持分法適用会社に対する持分相当額	137	11
その他の包括利益合計	3,422	261
四半期包括利益	6,859	116
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,837	116
少数株主に係る四半期包括利益	21	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,238	508
減価償却費	2,642	2,544
のれん償却額	781	86
貸倒引当金の増減額(は減少)	98	60
賞与引当金の増減額(は減少)	42	257
退職給付引当金の増減額(は減少)	36	50
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	47
受取利息及び受取配当金	345	333
支払利息	654	530
持分法による投資損益(は益)	80	49
課徴金	2,815	-
売上債権の増減額(は増加)	8,056	4,289
たな卸資産の増減額(は増加)	6,021	7,030
仕入債務の増減額(は減少)	3,349	196
その他	2,177	1,032
小計	4,432	1,287
課徴金の支払額	2,815	-
利息及び配当金の受取額	353	364
利息の支払額	653	549
法人税等の支払額	271	1,402
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,044	299
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	2,138	888
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	1,186	115
固定資産の取得による支出	1,314	972
貸付けによる支出	337	635
貸付金の回収による収入	571	708
事業譲受による支出	-	1,198
その他	92	436
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,124	3,306
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	696	2,266
長期借入れによる収入	3,000	4,061
長期借入金の返済による支出	5,429	422
社債の発行による収入	2,000	-
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
配当金の支払額	1,201	961
その他	77	108
財務活動によるキャッシュ・フロー	858	302
現金及び現金同等物に係る換算差額	318	347
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,255	2,955
現金及び現金同等物の期首残高	34,912	20,306
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,656	17,351

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社(在外子会社)において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
1. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等 に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務)	1. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等 に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務)
三和シャッター(香港)有限公司 150百万円 (1,429千香港ドル)	三和シャッター(香港)有限公司 140百万円 (1,429千香港ドル)
安和金属工業股分有限公司 310百万円 (10,975千台湾ドル)	安和金属工業股分有限公司 150百万円 (6,347千台湾ドル)
上海宝産三和門業有限公司 152百万円 (12,000千元)	上海宝産三和門業有限公司 288百万円 (24,000千元)
Novoferm Shanghai Co.,Ltd. 461百万円 (36,400千元)	Novoferm Shanghai Co.,Ltd. 390百万円 (32,400千元)
VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD. 64百万円 (777千米ドル)	VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD. 131百万円 (1,718千米ドル)
その他 0百万円	その他 0百万円
計 724百万円	計 841百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主なもの	1. 販売費及び一般管理費の主なもの
貸倒引当金繰入額 220百万円	貸倒引当金繰入額 237百万円
給料手当 10,503百万円	給料手当 10,440百万円
従業員賞与引当金繰入額 1,889百万円	従業員賞与引当金繰入額 1,654百万円
退職給付費用 1,173百万円	退職給付費用 841百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定 25,576百万円	現金及び預金勘定 16,735百万円
有価証券勘定 8,630百万円	有価証券勘定 2,832百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 725百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金 1,385百万円
取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える債券等 825百万円	取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える債券等 832百万円
現金及び現金同等物 32,656百万円	現金及び現金同等物 17,351百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,201	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	961	4.0	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	961	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	961	4.0	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	59,583	33,303	17,661	110,548	61	110,609
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10	15	19	44	44	
計	59,593	33,319	17,680	110,593	16	110,609
セグメント利益 又は損失()	1,240	908	134	2,014	1,645	368

(注) 1 調整額の内訳は、以下のとおりであります。

(1)売上高

- ・ その他の売上高 61百万円
- ・ セグメント間取引消去 44百万円

(2)セグメント利益又は損失()

- ・ その他の利益 61百万円
- ・ 全社費用 925百万円
- ・ のれんの償却額 781百万円
- ・ セグメント間取引消去 0百万円

その他の内容は、管理業務に伴う付随的な活動によるものであります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費などであります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 各報告セグメントに属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米...アメリカ、カナダ、メキシコ他

欧州...ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	61,640	30,127	18,895	110,663	61	110,724
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	26	19	58	58	
計	61,653	30,153	18,915	110,722	2	110,724
セグメント利益 又は損失()	1,747	238	7	1,978	742	1,236

(注) 1 調整額の内訳は、以下のとおりであります。

(1)売上高

- ・その他の売上高 61百万円
- ・セグメント間取引消去 58百万円

(2)セグメント利益又は損失()

- ・その他の利益 61百万円
- ・全社費用 717百万円
- ・のれんの償却額 86百万円
- ・セグメント間取引消去 0百万円

その他の内容は、管理業務に伴う付随的な活動によるものであります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費などであります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 各報告セグメントに属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米...アメリカ、カナダ、メキシコ他

欧州...ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、イギリス他

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(円)	14.23	0.60
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	3,419	144
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(百万円)	3,419	144
普通株式の期中平均株式数(千株)	240,326	240,306
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)		0.60
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		429
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失金額である為、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当金について

第77期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	961百万円
1株当たりの金額	4円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 御 前 善 彦 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 朝 田 潔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。